

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年9月5日

石川県監査委員 山 田 憲 昭
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

高 病 第 8 2 7 号
平成26年8月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
各種契約事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	高松病院	指摘のあった各種契約事務につきましては、今後、このようなことがないように、職員相互のチェック体制を強化するとともに、財務規則等に基づく適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。
財産事務について、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。		指摘のあった財産事務につきましては、今後、このようなことがないように、財産事務に関する研修会の開催や関係機関に事前確認を行うなど、関係法規等に基づく適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。

経 第 923 号
平成26年8月1日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	経営支援課	収入事務を行う際には、収入予定一覧により、複数名で間違いや漏れがないかを確認することにより再発防止に努めます。

監 第 1208 号
平成26年8月18日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成26年7月31日付け石監査第168号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	石川土木総合事務所	今回指摘のあった収入事務での調定遅れについては、今後、このようなことがないように、月別の処理業務一覧を作成するなど、調定漏れ、遅延等が生じないようにチェックを厳重に行い、収入事務に万全を期するよう指導、徹底しました。